

方から説明をいたすので、よろしく願ひいたします。

○市民部長(古谷正天君) 自席よりお許しいただきまして、青梅線以東の分団の考  
えでございしますが、実施計画に現在載せておいたましまして、その中では用地と建物に  
つまして六十二年度と買収をいつきたいというふうな計画を載せておいたまいわ  
でございします。

その候補地でございしますけれども、わうつけ街道付近に郡有地がございしますので、  
それにつきまして非公式に打診申し上げておるわけにございします。もういたしまして、もし  
それが購入できますれば分団と同程度の詰所並びに備蓄庫を兼ねた施設をつ  
くりたいというふうな計画を待つておるわけにございしますので、よろしく御理解のほどお  
願ひを申し上げます。

○九番(上野重勝君) 余り十分な答弁ではございせんが、私の発言の趣旨はよくわ  
かったと思ひますので了解をいたしますが、とにかく早急に私が提案申し上げまし  
たような形で消防団の組織、管轄区域といったものも私は再検討をすべきであろ  
うと思ひます。

それから先ほど市民クラブの要望王というふうなことがございしましたが、これは、市民を

代表する我々議会の強い要望でございしますから、その辺はひとつお間違ひのないよう  
にお願ひを申し上げます。

以上、御要望王申し上げまして積極的に取り組んでいただきますようお願ひを  
いたします。終わります。

○議長(森田治男君) ほかになければ、以上で質疑を終ります。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第十一号は、厚生委員会に付託いたしたい  
と思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第十一号は、厚生  
委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第十議案第二十三号 福生市議会の議員の昭和

六十二年三月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君) 御指名でございますので議案第二十三号 福生市議会の議員の昭和六十二年三月期期末手当の支給割合を定める条例について御説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、お手元にございますように、期末手当の支給割合を定める条例とするものでございす。

条例の第一条では支給割合を定めるための趣旨でございまして、第二条は、支給割合を百分の五とするものでございす。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたすものとするものでございす。

簡単ではございますが、慎重御審議を賜り、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。説明にやえさしていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第二十三号について採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十三号は、原案のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第十一議案第二十四号 福生市一般職の職員、昭和六

十二年三月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君) 御指名でございすので議案第二十四号 福生市一般職の職員、昭和六十二年三月期期末手当の支給割合を定める条例について御説明を申し上げます。

本定も前議定と同じく、福生市の一般職の職員に対し支給する三月期期  
末手当の支給割合を定めるようにするものでございまして、条例の第二條におきまして  
は支給割合を定めるための趣旨をうたい、第二條におきまして、支給割合を百分  
の五としたようにするものでございします。

附則といたしまして、この条例は、公布の日より施行いたすようにするものでございします。  
簡単でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定賜  
りますようお願いを申し上げまして、説明にかえらせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本定に付する質疑を行います。

○二十番(指田保雄君) 三月期の期末手当の支給割合を定める条例ですが、この  
ところずっと百分の五ですけれど、これはあれですか、六十とか七十にする考えはない  
んですか。

○助役(古谷徳男君) お答え申し上げます。

百分の五でございすけれども、この件につきましては現在、国、都におきましては  
年間を通じて期末勤勉手当を含めて四・九カ月と、こういうことが今ございまして

私どもの市におきましてはそれに近づくべく率を引き下げは行っておりまして。

そこで一応、この三月の分につきましては〇・五、それから六月と十二月、これが六月が勤  
勉手当ということになりまして一・一ありますので、そういう面を含めまして三月はずっと

〇・五で、ほとんどの市で条例化しております所もあると思うんですが、私どもの方はその  
節度率を定めることになりましてありますのでずっと〇・五でございしますか、これは今後  
も〇・五でいきたいと、このように思っております。

○二十番(指田保雄君) 今後とも〇・五でいきたいということであれば条例できろんとした

方がいいんじゃないんですか。その節度率定めるといふことになりまして職員組合も交  
渉にうちや一カ月も出るんじゃないかという考えで一生懸命交渉すると思うんです  
よ。そういうお互いにむだな労力は省いた方がいいんじゃないんですか。私たちもこれが出  
てくるたびに毎年同じやつを異議なし、異議なしじゃしようがないと思うんですよ。  
一回決めろやえばそれで済むんだから、そこら辺よく考えたいと思います。以上。

○議長(森田治男君) はかになければ、以上で質疑を終わります。

これより議定第二十四号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十四号は、原案のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第十二議案第十二号 昭和六十年度福生市一般会計補正予算(第七号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 内田和雄君登壇)

○企画財政部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので議案第十二号 昭和六十年度福生市一般会計補正予算(第七号)について提案理由並びに内容について説明申し上げます。

今回の補正は実績に基づく事務事業の精算が主なもの、増減調整の生じたものの補正をお願いしようとするものでございます。なお、事業の精査実績に基づく地方債の変更もあわせてお願いしようとするものでございます。

それでは予算書に基きまして内容を説明させていただきます。

一ページをお開きいただきたいと思います。総則でございますが、第二条において歳入歳出それぞれ二億一千四百二十万一千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ百二十二億七千七百四十四万九千円と定めようとするものでございます。第二条は、地方債につきまして精算または許可変更の認めが得られた事業の増減変更をお願いしようとするものでございます。

次に二ページをお開きいただきたいと思います。歳入について御説明申し上げます。各項ごとの主なものを申し上げますと、まず市税が千七百四十八万九千円の追加補正は、市民税において九百九十八万九千円の追加で、これは退職分離課税の調定増によるものと法人の業務向上による調定増でございます。次の市たばこ消費税につきましては七百五十万円の追加補正で、これは売り渡し本数の増と税率改正に伴う増収分でございます。

次に負担金及び負担金におきまして百二十三万六千円の減額補正でございます。これは児童措置費の負担金で、児童数の減と所得階層の変更によるものでございます。

次の使用料及び手数料の二百二十九万八千円の減額補正につきましては、住宅使用料として六エーカーに併うものと、教育使用料で市営野球場、市営競技場それぞれ利用件数の減と雨天による還付によるものでございます。

次に国庫支出金については三千六十四万二千円の減額補正で、まず国庫負担金で六百五十八万七千円の追加補正は、歳出に関連します民生費関係で児童手当及び児童措置費にみられるものとして人員と単価アップによるものと老健法に基づく保健事業の実績と単価アップによるものでございます。

次の国庫補助金三千七百二十二万九千円の減額補正でございますが、これは幼稚園就園対象人員減に伴う将天励費、それと公園整備に要した用地買収及び工事費、それと第六小学校講堂、市営住宅等工事関係の歳出関連事業量の減額に伴うものと、生活保護費の臨時財政調整交付金の追加交付分等の相殺減額補正でございます。

続いて郡支出金の一億三千四百四十九万九千円の追加補正でございますが、この内訳は郡負担金では七万一千円の減額で、これは老人福祉手当、児童育成手当、それと児童措置費等の実績に基づく人員の減と単価アップ増の相殺分、また老健法に基づく

く保健事業の対象者増と単価アップの増額、これらの相殺減額でございます。

次の郡補助金一億二千八百十八万二千円の追加補正は、郡振興交付金の対象事業の決定と申請に基づく交付予定額で広域行政圏事業分を含むものの追加分、それと民生費、衛生費、農林水産費、工不費の市営住宅経費、それと今回、教育費補助金として市町村コミュニティ及びスポーツレクリエーション施設建設補助として市営プール表層改良、市民体育館冷暖房改良事業がそれぞれ補助決定された追加額等の増減相殺額が主なものでございます。

次の委託金三百九十七万八千円の追加補正は郡税徴収委託金で徴収実績に基づく調定増でございます。

次に財産収入でございますが、七千七百九十五万五千円は郡市施設整備基金を初めとする積立金利息分でございます。

次の寄附金二千五百八十九万八千円は宅地開発指導要綱に基づく一般寄附金と歳出に関連いたします保健事業の機能回復訓練備品購入の寄附として西村医院、西村邦康氏からの保健衛生費寄附金でございます。

繰入金六百十二万七千円につきましては職員退職に伴う退職手当特別負

担金支払いに伴う基金からの繰入金でございます。

三ページとお開きいたしたいと思います。

次の諸収入については歳計現金預金、金利子の一千八百五十九千円と、雑入で公立保育園分の管外措置児の保育費所措置費百二十五万八千円でございます。

次の市債で二千四百万円の減額補正につきましては歳出関連事業の実績に基づく許可予定額の変更に伴うものでございます。

以上が歳入で、追加補正総額二億一千四百二十万一千円で、歳入総額百二十二億七千七百四十四万九千円と相りる次第でございます。

続きますよう歳出について御説明申し上げます。

四ページをお開きいただきますと思います。まず総務費の四百五十五万五千円の減額補正につきましては、総務管理費で二百二十万九千円の減額補正で、これは歳入で基金から繰り入れた退職手当組合への特別負担金の追加と市立幼稚園児保護者負担軽減補助金と幼稚園就園奨励費補助金の対象人員増減による減額との相殺減額が主であります。

徴税費の百六十六万円の減額については、全納報奨金で固定資産税の評価

加えに伴い、納期が変更となったことによるものでございます。

次の戸籍住民基本

台帳費の百三十三万円の減額でございますが、これは大宮二宮地区の変更登記に要した精算減で、対象件数が少なかったことによる委託料の減額でございます。

次に民生費一億二千四百三十三万三千円の追加補正につきましては、まず社会福祉協議会への補助金としてショートステイ、入浴サービス事業それぞれ利用者増によるものと国民健康保険会計の国郡補助金減額に伴う繰出金の追加、また減額については特殊疾病福祉手当、老人福祉手当それぞれ対象人員減、それと福祉会館の冷暖房改良に伴う光熱水費の減額、以上の相殺追加補正でございます。なお国保会計への繰出金は今補正で一億二千七百円と相りっております。繰り出し合計額は二億九百万円と相りる次第でございます。

次の児童福祉費一千三百六十五万五千円の追加補正は、児童措置費委託料及び保育所休、病欠代替職員委託料、無認可保育所委託料、それれ対象人員増による追加と児童福祉施設費における保育賃金、保育所改良に伴う光熱水費並びに給食賄い材料費の実績精査減額との相殺

追加が主なものでございます。

次の生活保護費、五十七万三千円の減額は、保護者の福祉増進に要した精算減額分でございます。

次の衛生費につきましては九百三十三万三千円の減額で、保健衛生費において百九十七万四千円の追加で、これは元ほい歳入で御説明申し上げました。保健衛生事業の寄附金に基づく機能回復訓練用の備品購入経費の追加と休日・準夜診療事業の実績精査減額との相殺追加補正でございます。

清掃費の一千百三十三万七千円の減額は、西多摩衛生組合の負担金と地方交付税清掃費配分金でございます。

労働費の失業対策費五十五万五千円の減額は、就労者の期束手当の精算によるものでございます。

次の工本費につきましては五千九十四万三千円の減額でございますが、まず道路河川橋梁費にふりまして百七十九万円の減額は工事に伴う補償料の清算残額でございます。都市計画費の三千四百九十七万九千円の減額は公園整備に要した工事入札残金及び用地買収清算額でございます。

次の住宅費一千四百二十六万四千円の減額は、市営住宅新築工事に要した経費の工事残金等の精算額と住宅管理基金の積立金利子との相殺額でございます。

次の教育費について御説明申し上げます。教育費については三千三百四十四万八千円の減額で、まず小学校教育費で二千八百八十二万五千円の減額でございます。

これは学校管理費の光熱水費において過去の実績により計上した予算額に対する実績差に伴う減額と学校整備工事関係の入札差金でございます。次に中学校費でございますが、三百七十二万三千円の減額補正で、これは小学校教育同様、光熱水費と工事残金でございます。

次の社会教育費については九十九万円の減額で、これは図書館駐輪場増設工事費入札差金でございます。

五ページと開きいたしたいと思います。次の公債費で三百九十二万四千円の減額は、借上金の利子で繰り上げ償還分と一時借上金の利子でございます。次の諸支出金三億五千九百九十五万七千円の追加補正につきましては各基金から生じた利子分の追加積み立てでございますが、二項の都市施設整備基金三億

二千八百七十三万七千円の中には、元ほじ歳入で御説明いたしました宅地開発指導要綱に基く寄附金と今補正による一般譲与財源二億六千百万円を含んがります。

次に予備費でござりますが、一億六千二百九十三万一千円の減額で歳入歳出財源調整によるものでございます。

以上、歳出合計二億一千四百二十万一千円の追加補正で、歳出総額百二十二億七千七百四十四万九千円と相なる次第でござります。

次に六ページをお開きいただきたいと思ひます。第二表、地方債の補正でござりますが、これは対象事業の変更により、限度額三億四千百万円を三億二千七百十万円に変更しようとするものでござります。なお起債の方法、利率、償還方法については補正則と同様でござります。

以上、甚だ雑駁な説明でござりますが、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださるようお願い申し上げ、説明といたします。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第十二号は、総務、建設、厚生、三常任委員会に付託いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第十二号は、総務、建設、厚生、三常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第十三、議案第二十五号 昭和六十年度福生市一般会計補正予算(第八号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 内田和雄君登壇)

○企画財政部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので、議案第二十五号 昭和六十年度福生市一般会計補正予算第八号について提案理由とその内容について御説

明申し上げます。

本予算は、元ほど御提案申し上げております福生市の一般職の職員の給与に  
関する条例の一部を改正する条例に伴い、予算の追加調整精算を必要とするこ  
から上程するもので、各項目ともすべて人件費に要するものでございます。なお社会福  
祉費並びに商工費の中に人件費分として補助及び委託としております社会福祉協  
議会、高齢者事業団、老人業務、それと商工会それから差額分をあらわして計上  
していただきます。

それでは予算書に基づいてその内容について説明申し上げます。

予算書の一ページをお開きいただきますと思います。総則でございますが、第一本に  
ついて歳入歳出それぞれ五十二万二千円を追加いたしました。総額を歳入歳出百二十二億  
七千七百九十万一千円と定めようとするものでございます。

二ページをお開きいただきますと思います。歳入について御説明申し上げます。

分担金及び負担金にふりまして十六万九千円の追加でございますが、これは歳出の工  
不費のうち西住宅地区周辺排水路整備事業に充当する人件費分で、下水道会  
計羽村町、瑞穂町からの負担金でございます。

次の郡支出金で、郡補助金十五万一千円の追加につきましては歳出に関連いたし  
ます。シルバー人材センター、高齢者事業団運営費補助金で実績精算追加交付  
分でございます。

次の繰入金二十万二千円の追加につきましては職員退職に伴う給与改定分の退職  
手当組合への特別負担金の追加に要する退職手当特別負担金、準備基金からの  
基金繰入金でございます。

以上が歳入で五十二万二千円の追加で歳入総額百二十二億七千七百九十万一千円  
と相なる次第でございます。

次に三ページをお開きいただきます。歳出について御説明申し上げます。  
先ほど申し上げましたように、今回の補正は給与改定に伴う人件費で、当初予算  
で三％の改定を見込み計上しておりましたが、手当関係で調整手当の九％から一〇％  
の改定を含め、扶養、住居、通勤それぞれの手当分を含め、基準内給与三・八八％の  
改定になったことから給料については引き上げ率二・七八％で二百六十八万九千円、付随する  
共済費で二十四万円がそれぞれ減額となり、手当関係については調整手当の一千百六  
十七万三千円の追加を含め二千三百六十八万八千円の追加で、相殺追加額二千十三万九千

円と相する次第でございます。歳入と財源不足額は予備費を充当しようとするものでございます。

それでは議会費から各款別の補正額のみを申し上げます。

議会費については三十一万六千円の追加で、職員八名分の人件費でございます。

次に総務費については七百二十三万七千円の追加で、職員百三十六名分の人件費でございます。なお、この中には退職手当組合特別負担金二十万二千円を含んでおります。

民生費については四百四十三万三千円の追加で、職員五十四名分の人件費と社会福祉協議会等の人件費補助金百九十九万四千円を含んでおります。

衛生費については百三十一万四千円の追加で、二名分の職員人件費でございます。

労働費でございますが、三万一千円の追加で職員一名分でございます。

四ページをお開きいただきます。農林水産業費で二十一万八千円の追加は職員三名分の人件費でございます。

商工費については二十八万七千円の追加で、二名分の職員人件費と商工会人件費分補助金の追加十九万四千円を含んだ追加補正でございます。

土木費で二百二十六万七千円の追加については職員二十八名分の人件費でございます。次の教育費については六百十一万円で、職員百十三名分の人件費でございます。予備費の二千百七十八万五千円の減額補正については歳入歳出財源調整によるものでございます。

以上、歳出合計五十二万二千円の追加で、歳出総額百二十二億七千七百九十九万七千円と相する次第でございます。

以上、甚だ雑駁な説明でございますが、慎重御審議をいただきまして原案とおり御決定くださるようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本会に対する質疑を行います。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十五号は、総務、建設、厚生、の三常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。